個人情報ファイル簿(単票)

令和5年6月22日作成

個人情報ファイルの名称	農家台帳システム
市の機関の名称	角田市
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称	農業委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	農地の権利、利用関係の把握のため
記録項目	1 氏名又は名称、2 住所、3 生年月日、4 農地の所 在地番・地目・面積・設定されている物権の種類・期間
記録範囲	農地所有者及び世帯員、農地に物権を有する者
記録情報の収集方法	住民記録台帳、固定資産税課税台帳、農地法の規定による申請・届出
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受付する組織の名称及 び所在地	(名 称)総務部 総務課 総務係
	(所在地)〒981-1592 角田市角田字大坊41
訂正及び利用停止に関する他の法令の 規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	 ☑法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) →紙媒体の有無(政令第21 条第7項に該当するファイル) □法第60条第2項第2号 (マニュアル(手作業)処理ファイル)
備 考	